

1 総則

筑波地域包括支援センター（以下「センター」という）は、利用者の健康と安全を守るため、センターにおいて感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

2 体制

（１） 感染症対策委員会の設置

① 目的

センターの感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会（法人主催）に参加する。

② 感染症対策委員会の主な内容は、以下の通りとする。

- ・センターの感染課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- ・感染予防に関する決定事項や具体的対策を全体に周知する。
- ・感染に関する問題を把握し、解決に努める。
- ・利用者・職員の健康状態を把握する。
- ・感染症が発生した場合、適切に対処するとともに感染症対策及び拡大防止に努める。
- ・その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。

③ 感染症対策委員会の構成

感染対策委員会は次のもので構成する。

法人関係者 センター医療職

④ 運営方法

感染対策委員会は、毎月定期的に開催する。又、必要に応じ臨時開催する。

委員会の開催に当たっては、管理者が招集するものとする。

（２） 役割分担

各担当の役割を以下に示す。

役割	担当者
事業所全体の管理・感染対策委員会の開催	管理者
感染対策委員会の実施のための連絡調整	事務長
感染対策実施状況の把握 感染対策方法の周知 研修及び訓練の計画・実施 医療（情報）の提供と感染対策の立案・指導 利用者、職員の健康状態の把握	医療職

(3) 指針の整備

感染症対策委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通して得た課題について定期的に指針の見直し、更新を行う。

(4) 研修

感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、センターにおける指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。

指針に基づいた研修プログラムを作成し、下記の通り、全職員を対象に定期的に年1回以上開催するとともに、新規採用時に感染対策研修を実施する。研修の企画、運営、実施記録の作成については、感染症対策委員会が実施する。

目的

研修にあたっては、

対象	全職員	新規採用者
開催時期	年1回	採用時
目的	感染予防対策と感染症発生時の対応	感染対策の重要性と標準予防策の理解

(5) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

訓練方法は、机上を含め、その実地手法は問わない。

対象	全職員
内容	感染症発生時の対応訓練 感染症 BCP を利用した行動確認

3 平常時の感染管理

(1) 職員の健康管理

- ① 職員の体調把握に努める。
- ② 職員の感染対策の方法を教育指導する。
- ③ 職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育指導する。
- ④ 業務中に感染した場合の方針を明確に示す。

(2) 標準的な感染予防策

標準的な感染予防策の実施に必要な対策を講じる。

- ① 適切な手指衛生の実施
- ② 適切な個人防護具の活用
- ③ 法人の感染対策に準じる

(3) 環境衛生管理

環境衛生管理に必要な対策を講じる。

- ① 計画的な当該事業における整理整頓。政争の実施
- ② 適切な歓喜に留意
- ③ 感染症発生じきによる効果的な環境整備の対応について情報収集

4 発生時の対応

(1) 発生状況の把握

感染症発生時の譲許を把握するための必要な対策を講じる。

- ① 感染症及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する。
- ② センター全体の感染者及び感染疑い者の発生譲許を把握し、共有する。

(2) 感染拡大の防止

感染拡大防止のために必要な対策を講じる。

- ① センター職員に対し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）について周知指導する。
- ② 感染者及び感染疑い者と接触した関係者の体調を確認する。
- ③ 必要に応じ、感染症の種別により適切な消毒を実施する。
- ④ 感染対策の徹底を促す。

(3) 医療機関や保健所、行政関係機関等との連携及び報告

必要時、公的機関との連携について対策を講じる。

法人の連携・報告体系に準ずる。

5 指針の見直し

本指針は、感染症対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

〈附則〉

本指針は、令和6（2024）年4月1日から適用する。